

対象施設一覧		
1	保健・医療・福祉施設	病院、社会福祉施設など
2	教育機関	学校、公民館など
3	事務所	会社事務所、官公庁施設など
4	公共交通機関	鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル鉄軌道車両バス及びタクシー車両、航空機、旅客船など
5	金融機関	銀行、信用金庫など
6	文化・運動施設	美術館、博物館、体育館など
7	製造業、販売業	工場、百貨店、商店など
8	飲食店、宿泊施設	レストラン、喫茶店、飲食店、ホテル、旅館など
9	娯楽施設、遊技場	劇場、観覧場、ボーリング場、ゲームセンターなど
10	公園、屋外競技場等	公園、屋外陸上競技場、サッカー場など
11	その他	集会場、展示場など

※学校、病院、児童福祉施設、行政機関については、健康増進法に定める第一種施設として建物内禁煙が法律上義務付けられたため、令和2年4月1日以降、建物内禁煙施設の新たな認定対象とはなりません。